

地方独立行政法人広島市立病院機構職員給与規程

平成26年4月1日

規程第29号

(趣旨)

- 第1条 この規程は、地方独立行政法人広島市立病院機構就業規則（平成26年地方独立行政法人広島市立病院機構規程第16号。以下「就業規則」という。）第40条の規定に基づき、就業規則第2条第1項に規定する職員（同条第3項に規定する職員を除く。）の給与に関し必要な事項を定めるものとする。
- 2 この規程の定めのない事項については、別に定める場合を除き、労働基準法（昭和22年法律第49号。以下「法」という。）その他の関係法令及び労使協定の定めるところによるものとする。

(給料)

- 第2条 各職員の受ける給料は、その職務の複雑、困難及び責任の度に基づき、かつ、勤労の強度、勤務時間、勤務環境その他の勤務条件を考慮して定める。
- 2 給料は、地方独立行政法人広島市立病院機構勤務時間、休日、休暇等に関する規程（平成26年地方独立行政法人広島市立病院機構規程第17号。以下「勤務時間等規程」という。）第3条第1項に規定する正規の勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）による勤務に対する報酬であって管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、看護職員等処遇改善手当、手術及び処置における休日加算等に関する手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、管理職員特別勤務手当、期末手当及び勤勉手当を除いたものとする。

(給与の支払)

- 第3条 職員の給与は、職員にその全額を支払わなければならない。ただし、法令又は法第24条第1項ただし書の規定に基づく協定がある場合には、法令又は当該協定に定められる金額を控除して支払うことができる。

(給料表)

- 第4条 給料表の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事務職給料表 （別表1）
- (2) 医療職給料表
 - ア 医療職給料表(1) （別表2）

イ 医療職給料表(2) (別表 3)

ウ 医療職給料表(3) (別表 4)

(3) 技能業務職給料表 (別表 5)

2 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づきこれを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、理事長が別に定める。

3 広島市民病院長、広島市民病院特任病院長及び北部医療センター安佐市民病院長の給料月額は、前項の規定にかかわらず、別表 2 医療職給料表(1)の 5 級 1 号給から 7 号給までのいずれかの号給を適用し、理事長が定めるものとする。

(初任給)

第 5 条 新たに給料表の適用を受ける職員となった者の職務の級及び号給は、理事長が別に定める初任給の基準に従い決定する。

(職務の級の異動等の場合の号給等)

第 6 条 職員が 1 の職務の級から他の職務の級に移った場合又は 1 の職から同じ職務の級の初任給の基準を異にする他の職に移った場合における号給は、理事長が別に定めるところにより決定する。

第 7 条 就業規則第 39 条第 2 項に規定する育児短時間勤務（以下「育児短時間勤務」という。）の適用を受けた職員の給料月額は、育児短時間勤務をしなかったと仮定した場合におけるその者の受けるべき給料月額に、勤務時間等規程第 4 条第 4 項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額とする。

(昇給の基準)

第 8 条 職員の昇給は、理事長が別に定める場合を除き、毎年 4 月 1 日に、同日前 1 年間ににおけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。

2 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を 4 号給とすることを標準として理事長が別に定める基準に従い決定するものとする。

3 55 歳（医療職給料表(1)の適用を受ける職員にあつては、57 歳）に達した日の属する年度の末日を超えて在職する職員に関する前項の規定の適用については、同項中「4 号給」とあるのは、「0 号給」とする。

4 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことがで

きない。

- 5 職員の昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。
- 6 前各項に規定するもののほか、職員の昇給に関し必要な事項は、理事長が定める。

(給料の支給方法)

第9条 給料の計算期間（以下「給与期間」という。）は、月の1日から末日までとし、1給与期間につき、給料月額を全額を支給する。

- 2 給料の支給日は、別に定める。

第10条 新たに職員となった者には、その日から給料を支給し、昇給降給等により、給料額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた給料を支給する。ただし、退職した職員が即日職員となったときは、その日の翌日から給料を支給する。

- 2 職員が退職したときは、その日まで給料を支給する。
- 3 職員が死亡したときは、その月まで給料を支給する。
- 4 第1項又は第2項の規定により給料を支給する場合であって、給与期間の初日から支給するとき以外のとき、又は給与期間の末日まで支給するとき以外のときは、その給料額は、その給与期間の現日数から勤務時間等規程第5条及び第6条の規定に基づく週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(管理職手当)

第11条 管理又は監督の地位にある職員の職のうち、地方独立行政法人広島市立病院機構職員給与支給細則（以下「細則」という。）で定めるものには、その特殊性に基づき、管理職手当を支給する。

- 2 前項の規定による管理職手当の月額、同項に規定する職を占める職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を100分の25を超えない範囲内で、細則で定める。

(初任給調整手当)

第12条 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に定める額を超えない範囲内の額を、第1号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から35年以内の期間、採用後細則で定める期間を経過した日から1年を経過するごとにその額を減じて、第2号に掲げる職に係るものにあつては職務の級及び号給

の別に応じて、初任給調整手当として支給する。

- (1) 医療職給料表(1)の適用を受ける職員の職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職で細則で定めるもの 月額25万3,100円
- (2) 医療職給料表(3)の適用を受ける職員の職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職で細則で定めるもの 月額2万1,400円
- 2 前項の職に在職する職員のうち、同項の規定により初任給調整手当を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、同項の規定に準じて、初任給調整手当を支給する。
- 3 前2項の規定により初任給調整手当を支給される職員の範囲、初任給調整手当の支給期間及び支給額その他初任給調整手当の支給に関し必要な事項は、細則で定める。

(扶養手当)

第13条 扶養手当は、扶養親族のある職員のすべてに対して支給する。

- 2 扶養手当の支給については、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。
 - (1) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子
 - (2) 22歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある孫
 - (3) 60歳以上の父母及び祖父母
 - (4) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
 - (5) 重度心身障害者
- 3 扶養手当の月額は、前項第1号に該当する扶養親族（以下「扶養親族としての子」という。）については1人につき1万3,000円、同項第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円とする。
- 4 扶養親族としての子のうちに15歳に達する日後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族としての子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

第14条 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を理事長に届け出なければならない。

- (1) 新たに扶養親族としての要件を具備するに至った者がある場合
- (2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族としての子又

は前条第2項第2号若しくは第4号に該当する扶養親族が、22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至った場合を除く。）

- 2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となった日、扶養親族がない職員に前項第1号に掲げる事実が生じた場合においてはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が退職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が退職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るもののすべてが扶養親族としての要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。
- 3 扶養手当は、これを受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族としての要件を欠くに至った場合又は職員の扶養親族としての子で同項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合においては、これらの事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、扶養手当を受けている職員に更に同号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

（地域手当）

第15条 職員には、地域手当を支給する。

- 2 地域手当の月額、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。
 - (1) 医療職給料表(1)の適用を受ける職員 100分の16
 - (2) 前号に掲げる職員以外の職員 100分の8

（住居手当）

第16条 住居手当は、職員で、当該職員又はその配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）若しくは細則で定める者（次項第2号において「配偶者等」という。）が居住する住宅（貸間を含む。同項各号

において同じ。)を借り受け、家賃(使用料を含む。以下同じ。)を支払っていると認められるものに支給する。ただし、地方独立行政法人広島市立病院機構(以下「法人」という。)の職員住宅に居住している職員その他細則で定める職員には支給しない。

2 住居手当の月額、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める額(当該各号のいずれにも該当する職員にあっては、当該各号に定める額の合計額)とする。

(1) 自ら居住するため住宅を借り受けている職員(細則で定める職員を除く。)次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に定める額(ア及びイに定める額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)に相当する額

ア 月額1万2,300円を超え1万9,600円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から9,600円を控除した額

イ 月額1万9,600円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から1万9,600円を控除した額の2分の1(その控除した額の2分の1が1万7,000円を超えるときは、1万7,000円)を1万円に加算した額

ウ ア及びイに該当する職員以外の職員 2,700円

(2) 第18条の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者等が居住するための住宅(細則で定める住宅を除く。)を借り受けているもの 前号の規定の例により算出した額の2分の1に相当する額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)

3 前2項に規定するもののほか、住居手当の支給に関し必要な事項は、細則で定める。

(通勤手当)

第17条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

(1) 通勤のため交通機関又は有料の道路(以下「交通機関等」という。)を利用してその運賃又は料金(以下「運賃等」という。)を負担することを常例とする職員(交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。)

(2) 通勤のため自動車その他の交通の用具で細則で定めるもの(以下「自動車等」という。)を使用することを常例とする職員(自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満で

あるもの及び次号に掲げる職員を除く。)

- (3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）
- 2 通勤手当の額は、前項各号に掲げる職員の区分に応じて、6か月を超えない範囲内で1か月を単位として細則で定める期間（以下「支給単位期間」という。）につき細則で定める額（当該額を支給単位期間の月数で除して得た額が5万5,000円を超えるときは、5万5,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額）とする。ただし、自動車等を使用することを常例とする職員にあつては、6万1,700円の範囲内で細則で定める額とする。
- 3 通勤手当は、支給単位期間（細則で定める通勤手当にあつては、細則で定める期間）に係る最初の月の細則で定める日に支給する。
- 4 通勤手当を支給される職員につき、退職その他細則で定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して細則で定める額を返納させるものとする。
- 5 前各項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給及び返納に関し必要な事項は、理事長が定める。

（単身赴任手当）

- 第18条 勤務場所の異動又は住居を移転し、父母の疾病その他細則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動又は勤務場所の移転の直前の住居から当該異動又は勤務場所の移転の直後に在勤する勤務場所に通勤することが通勤距離等を考慮して細則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給することができる。ただし、配偶者の住居から在勤する勤務場所に通勤することが、通勤距離等を考慮して細則で定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。
- 2 単身赴任手当の月額、10万円の範囲内で、細則で定める。
 - 3 第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして細則で定める職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。
 - 4 前3項に規定するもののほか、単身赴任手当を支給の調整に関する事項その他単身赴任手当の支給に関し必要な事項は、細則で定める。

(特殊勤務手当)

第19条 著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮することが適当でないと認められるものに従事する職員には、その勤務の特殊性に応じて特殊勤務手当を支給する。

2 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。

- (1) 感染症防疫作業等従事職員の特殊勤務手当
- (2) 危険作業従事職員の特殊勤務手当
- (3) 放射線取扱作業等従事職員の特殊勤務手当
- (4) 医師の特殊勤務手当
- (5) 夜間特殊業務従事職員の特殊勤務手当
- (6) 夜間救急医療業務従事職員の特殊勤務手当
- (7) 夜間看護業務従事職員の特殊勤務手当
- (8) 夜間介助業務従事職員の特殊勤務手当
- (9) 分べん業務従事職員の特殊勤務手当
- (10) 解剖従事職員の特殊勤務手当
- (11) 医療社会事業等従事職員の特殊勤務手当
- (12) 待機職員の特殊勤務手当
- (13) 看護職員の特殊勤務手当
- (14) 介助職員の特殊勤務手当
- (15) 特日勤務職員の特殊勤務手当
- (16) 管理職医療従事職員の特殊勤務手当
- (17) 応援診療等従事職員の特殊勤務手当
- (18) 夜間休日手術従事手当
- (19) 抗がん剤調製手当

3 次に掲げる場合に支給するものとし、手当の額は業務に従事した日1日につき290円の範囲内で理事長が定める。

- (1) 感染症病棟において、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第2項及び第3項に規定する感染症並びに理事長がこれらに相当すると認める感染症の患者（以下「感染症患者」という。）の診療、看護等の業務に従事したとき
- (2) 感染症病棟以外において、感染症患者の診療、看護等の業務に従事した場合であって、濃厚接触者と認められたとき

4 危険作業従事職員の特殊勤務手当は、職員が高所における作業、塩酸、硫酸等

- の有害物を取り扱う作業その他の危険な作業に従事したときに支給するものとし、手当の額は業務に従事した日1日につき300円の範囲内で理事長が定める。
- 5 放射線取扱作業等従事職員の特殊勤務手当は、ラジウム放射線、エックス線その他の有害な放射線にさらされる作業に従事したときに支給するものとし、手当の額は業務に従事した日1日につき300円の範囲内で理事長が定める。
- 6 医師の特殊勤務手当は、医師又は歯科医師の資格を有する職員で医療業務その他理事長の定める業務に従事するものに対し支給するものとし、手当の額は勤務1か月につき55,000円の範囲内で理事長が定める。
- 7 夜間特殊業務従事職員の特殊勤務手当は、理事長の定める職員が、勤務時間等規程第3条第1項に規定する正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜（午後10時後翌日の午前5時前の間をいう。以下同じ。）において行われる業務に従事したときに支給するものとし、手当の額は勤務1回につき1,700円の範囲内で理事長が定める。
- 8 夜間救急医療業務従事職員の特殊勤務手当は、医師、薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師又は理事長がこれに準ずると認める職員が、正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜において行われる救急医療業務に従事したときに支給するものとし、手当の額は勤務1回につき6,800円の範囲内で理事長が定める。
- 9 夜間看護業務従事職員の特殊勤務手当は、看護師、准看護師又は理事長がこれに準ずると認める職員が、正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜において行われる業務に従事したときに支給するものとし、手当の額は勤務1回につき6,800円の範囲内で理事長が定める。
- 10 夜間介助業務従事職員の特殊勤務手当は、介助業務に従事する職員が正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜において行われる業務に従事したときに支給するものとし、手当の額は勤務1回につき5,300円の範囲内で理事長が定める。
- 11 分べん業務従事職員の特殊勤務手当は、次に掲げる業務に従事した主たる職員に対して支給するものとし、手当の額は分べん1回につき10,000円の範囲内で理事長が定める。
- (1) 産科又は産婦人科の医師が、分べん終了時刻が正規の勤務時間以外の時間（休日等（勤務時間等規程第7条の休日をいい、これらの休日のうち代休日を指定された休日にその割り振られた勤務時間の全部を勤務した当該休日については、当該休日に代わる代休日をいう。）における正規の勤務時間を除く。以下同じ。）となる分べん業務に従事したとき。
 - (2) 麻酔科の医師が、分べん終了時刻が正規の勤務時間以外の時間となる、手術

を伴う分べんに係る業務に従事したとき。

(3) 小児科又は総合周産期母子医療センターの医師が、分べん終了時刻が正規の勤務時間以外の時間となる分べんに立ち会い、引き続き当該分べんにより出生した新生児の診療に従事したとき。

(4) 助産師である看護師が分べん業務に従事したとき。

1 2 解剖従事職員の特殊勤務手当は、病理診断科に配置されている職員（医師を除く。）が解剖作業に従事したときに支給するものとし、手当の額は業務に従事した日1日につき1,400円の範囲内で理事長が定める。

1 3 医療社会事業等従事職員の特殊勤務手当は、医療社会事業の業務や精神疾患に係る患者と接する業務に従事する職員及び理事長がこれに準ずると認める職員に対し支給するものとし、手当の額は、勤務1か月につき6,500円の範囲内又は業務に従事した日1日につき310円の範囲内で理事長が定める。

1 4 待機職員の特殊勤務手当は、次に掲げる場合にそれぞれ支給するものとし、手当の額は待機及び勤務のそれぞれ1回につき6,800円の範囲内で理事長が定める。

(1) 救急患者の来院に対処するため自宅待機を命ぜられたとき。

(2) 前号により自宅待機を命ぜられた時間において呼び出され、業務に従事したとき（分べん業務に従事した職員の特殊勤務手当が支給される場合を除く。）。

1 5 看護職員の特殊勤務手当は、看護師又は准看護師に対し支給するものとし、手当の額は勤務1か月につき当該職員の給料月額の100分の4の範囲内で理事長が定める。

1 6 介助職員の特殊勤務手当は、看護師の指示のもと患者の介助業務を行う職員及び理事長がこれに準ずると認める職員に対し支給するものとし、手当の額は、勤務1か月につき6,200円の範囲内又は業務に従事した日1日につき310円の範囲内で理事長が定める。

1 7 特日勤務職員の特殊勤務手当は、職員が、12月29日から翌年1月3日までの間に勤務したときに支給するものとし、手当の額は勤務1日につき6,500円の範囲内で理事長が定める。

1 8 管理職医療従事職員の特殊勤務手当は、管理又は監督の地位にある職員のうち理事長が定める職員（医師に限る。）が、正規の勤務時間外に業務を行った場合に理事長の定める時間の範囲内で支給するものとし、手当の額は業務に従事した時間1時間につき6,000円の範囲内で理事長が定める。

1 9 応援診療等従事職員の特殊勤務手当は、職員が診療又は診療補助のため、理事長が認める病院へ応援派遣され当該業務に従事した場合に支給するものとし、手当の額は勤務1回につき107,000円の範囲内で理事長が定める。

- 20 夜間休日手術従事手当は、看護師、臨床工学技士又は診療放射線技師が深夜又は休日において行われる手術に従事したときに支給するものとし、手当の額は手術1回につき2,500円の範囲内で理事長が定める。
- 21 抗がん剤調製手当は、薬剤師が抗がん剤注射薬の調製業務に従事したときに支給するものとし、手当の額は従事した日1日につき230円の範囲内で理事長が定める。
- 22 前各項に規定するもののほか、特殊勤務手当の支給に関し必要な事項は、理事長が定める。

(看護職員等处遇改善手当)

- 第19条の2 看護職員等处遇改善手当は、理事長が別に定める期間に限り、広島市民病院、北部医療センター安佐市民病院及び舟入市民病院に勤務する看護師、助産師及び保健師に対して支給する。
- 2 看護職員等处遇改善手当の額は、看護職員処遇改善評価料の施設基準を踏まえて理事長が別に定める。
- 3 前各項に定めるもののほか、看護職員等处遇改善手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(手術及び処置における休日加算等に関する手当)

- 第19条の3 診療報酬の算定方法(平成20年厚生労働省第59号)に規定する手術及び処置の休日加算1、時間外加算1並びに深夜加算1に係る届出をしている診療科において行われる手術又は処置(理事長が定める手術又は処置に限る。以下「手術等」という。)の業務に従事した医師(理事長が定める医師に限る。)に対し、手術及び処置における休日加算等に関する手当を支給する。
- 2 前項の手当の額は、手術等1件につき、5,000円の範囲内で理事長が定める。

(給与の減額)

- 第20条 職員が勤務しないときは、勤務時間等規程第7条に規定する国民の祝日に関する法律に規定する休日(勤務時間等規程第8条の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「祝日法による休日等」という。)、12月29日から翌年1月3日までの日(勤務時間等規程第8条の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「年末年始の休日等」という。)及び8月6日(勤務時間

等規程第8条の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「8月6日の休日等」という。)である場合、休暇による場合その他その勤務しないことにつき特に承認のあった場合を除くほか、その勤務しない1時間につき、第24条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

- 2 前項の規定にかかわらず、職員が負傷（業務上の負傷及び通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項に規定する通勤をいう。以下同じ。）による負傷を除く。）又は疾病（業務上の疾病及び通勤による疾病を除く。）のため引き続き90日（精神障害の場合は180日、結核性疾患又は原子爆弾の放射能による疾病の場合は1年）を超えて勤務しないときは、給料及びこれに対する地域手当は、半額を減じて支給する。
- 3 前2項の規定による減額は、減額すべき事実の生じた日の属する月又はその翌月分の給与から行う。

（時間外勤務手当）

第21条 正規の勤務時間を超えて勤務を命ぜられた職員には、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第24条に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で細則で定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

(1) 正規の勤務時間が割り振られた日（次条の規定により正規の勤務時間中に勤務した職員に休日勤務手当が支給されることとなる日を除く。第3項において同じ。）における勤務

(2) 前号に掲げる勤務以外の勤務

- 2 前項の規定にかかわらず、勤務時間等規程第6条の規定により、あらかじめ勤務時間等規程第3条の規定により割り振られた1週間の正規の勤務時間（以下この項において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命ぜられた職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間（細則で定める時間を除く。）に対して、勤務1時間につき、第24条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25から100分の50までの範囲内で細則で定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

- 3 育児短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正

規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する第1項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で細則で定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。

- 4 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務（勤務時間等規程第5条及び第6条の規定に基づく週休日における勤務のうち理事長が定めるものを除く。）の時間が1か月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項（前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第24条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。
- 5 勤務時間等規程第8条第1項に規定する代休時間を指定された場合において、当該代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第24条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）から第1項に規定する細則で定める割合（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を減じた割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。
- 6 第3項に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間について前2項の規定の適用がある場合における当該時間に対する前項の規定の適用については、同項中「第1項に規定する細則で定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。

（休日勤務手当）

第22条 祝日法による休日等、年末年始の休日等及び8月6日の休日等において正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第24条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の125から100分の150までの範囲内で細則で定める割合を乗じて得た額を休日勤務手当として支給する。正規の勤務時間外に勤務しても、休日勤務手当は支給されない。

（夜間勤務手当）

第23条 正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命ぜられた職員には、その間に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、次条に規定する勤務1時間当りの給与額の100分の25を夜間勤務手当として支給する。

（勤務1時間当たりの給与額の算出）

第24条 第20条から前条までに規定する勤務1時間当たりの給与額は、第20条に規定する勤務1時間当たりの給与額にあつては給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に、前3条に規定する勤務1時間当たりの給与額にあつては給料の月額及びこれに対する地域手当の月額、初任給調整手当の月額、細則で定める特殊勤務手当の月額並びに看護職員等处遇改善手当の月額の合計額にそれぞれ12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから7時間45分に17を乗じたもの（育児短時間勤務職員にあつては、7時間45分に17を乗じたものに、勤務時間等規程第4条第4項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じたもの）を減じたもので除して得た額とする。

（宿日直手当）

第25条 宿直勤務又は日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務1回につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を宿日直手当として支給する。

- (1) 医師 14,300円
- (2) 医師以外 7,400円

2 前項の勤務は、第21条から第23条までの勤務には含まれないものとする。

（管理職員特別勤務手当）

第26条 第11条第1項の規定に基づく細則で規定する職にある職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務時間等規程第5条及び第6条の規定に基づく週休日又は祝日法による休日等、年末年始の休日等若しくは8月6日の休日等（次項において「休日等」という。）に勤務した場合は、これらの職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2 前項に規定する場合のほか、第11条第1項の規定に基づく細則で規定する職にある職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前零時から午前5時までの間であつて正規の勤務時間外に勤務した場合は、これらの職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号

に定める額とする。

(1) 第1項に規定する場合 同項の規定による勤務1回につき1万2,000円を超えない範囲内において細則で定める額（当該勤務に従事する時間等を考慮して細則で定める勤務にあっては、その額の100分の150を乗じて得た額）

(2) 前項に規定する場合 同項の規定による勤務1回につき6,000円を超えない範囲内において細則で定める額

4 前3項に定めるもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は、細則で定める。

（期末手当）

第27条 職員で、3月1日、6月1日及び12月1日（以下「期末手当の支給基準日」という。）に在職するものには、期末手当を支給する。期末手当の支給基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した職員（第33条第6項の規定の適用を受ける職員及び細則で定める職員を除く。）についても、同様とする。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、3月に支給する場合においては100分の40、6月及び12月に支給する場合においてはそれぞれ100分の106.25を乗じて得た額（細則で定める管理又は監督の地位にある職員（第30条第2項において「特定管理職員」という。）にあっては、3月に支給する場合においては100分の40、6月及び12月に支給する場合においてはそれぞれ100分の86.25を乗じて得た額）に、期末手当の支給基準日以前3か月以内（期末手当の支給基準日が12月1日であるときは、6か月以内）の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。

在職期間		割合
期末手当の支給基準日が3月1日又は6月1日である場合	期末手当の支給基準日が12月1日である場合	
3か月	6か月	100分の100
2か月15日以上3か月未満	5か月以上6か月未満	100分の80
1か月15日以上2か月15日未満	3か月以上5か月未満	100分の60
1か月15日未満	3か月未満	100分の30

3 前項の期末手当基礎額は、それぞれその期末手当の支給基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額（育児短時間勤務職員の給料の月額にあっては、当該月額を算出率で除して得た額。次項において同じ。）並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。

4 職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮して細則で定める職員については、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に職務の級等を考慮して細則で定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で細則で定める割合を乗じて得た額（細則で定める管理又は監督の地位にある職員にあっては、その額に給料月額に100分の25を超えない範囲内で細則で定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。

第28条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の期末手当の支給基準日に係る期末手当（第4号に係る者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。

- (1) 期末手当の支給基準日から当該期末手当の支給基準日に対応する期末手当の支給日の前日までの間に就業規則第45条第4号に規定する懲戒解雇の処分を受けた職員
- (2) 期末手当の支給基準日から当該期末手当の支給基準日に対応する期末手当の支給日の前日までの間に就業規則第23条第1項の規定により解雇された職員
- (3) 期末手当の支給基準日前1か月以内又は期末手当の支給基準日から当該期末手当の支給基準日に対応する期末手当の支給日の前日までの間に退職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その退職した日から当該期末手当の支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの
- (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

第29条 理事長は、期末手当の支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに退職したものが、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

- (1) 退職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合
- (2) 退職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項

若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であつて、その者に対し期末手当を支給することが、業務に対する信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。

- 2 前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分(以下「一時差止処分」という。)を受けた者は、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、理事長に対し、その取消しを申し立てることができる。
- 3 理事長は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。
 - (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合
 - (2) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合
 - (3) 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る期末手当の支給基準日から起算して1年を経過した場合
- 4 前項の規定は、理事長が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。
- 5 理事長は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。
- 6 前各項に規定するもののほか、一時差止処分に関し必要な事項は、理事長が定める。

(勤勉手当)

- 第30条 職員で、6月1日及び12月1日(以下「勤勉手当の支給基準日」という。)に在職するものには、勤勉手当の支給基準日以前6か月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、勤勉手当を支給する。勤勉手当の支給基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した職員(細則で定める職員を除く。)についても、同様とする。
- 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、細則で定める割合を乗じて得た額とする。

この場合において、支給する勤勉手当の額の総額は、当該職員の勤勉手当基礎額に100分の106.25（特定管理職員にあっては、100分の126.25）を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

- 3 第27条第3項及び第4項の規定は、勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、これらの規定中「期末手当基礎額」とあるのは「勤勉手当基礎額」と、同条第3項中「前項」とあるのは「第30条第2項」と、「期末手当」とあるのは「勤勉手当」と、「次項」とあるのは「第30条第3項において準用する第27条第4項」と、同条第4項中「前項」とあるのは「第30条第3項において準用する第27条第3項」と、「第2項」とあるのは「第30条第2項」と読み替えるものとする。
- 4 前2条の規定は、勤勉手当の支給について準用する。この場合において、これらの規定中「期末手当」とあるのは「勤勉手当」と、第28条中「前条第1項」とあるのは「第30条第1項」と、同条第4号中「次条第1項」とあるのは「第30条第4項において準用する第29条第1項」と読み替えるものとする。

（特定の職員についての適用除外）

第31条 第21条から第23条までの規定は、第11条第1項の規定に基づく細則で定める職にある職員には適用しない。

（管理職手当等の支給方法）

第32条 管理職手当、扶養手当、地域手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、期末手当及び勤勉手当の支給方法に関し必要な事項は、細則で定める。

（休職者の給与）

- 第33条 職員が業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり休職にされたときは、その休職の期間中、これに期末手当及び勤勉手当の全額を支給する。
- 2 職員が結核性疾患又は原子爆弾の放射能による疾病にかかり就業規則第14条第1項第3号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満2年に達するまでは、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。
- 3 職員が前2項以外の傷病又は心身の障害により就業規則第14条第1項第1号又は第2号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満1年に達するまでは、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当の

それぞれ１００分の８０を支給することができる。

- ４ 職員が就業規則第１４条第１項第４号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに給料、扶養手当、地域手当及び住居手当のそれぞれ１００分の６０以内を支給することができる。
- ５ 職員が就業規則第１４条第１項第５号及び第６号に定める事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ１００分の７０以内を支給することができる。ただし、水難、火災その他の災害により生死不明又は所在不明となり休職にされた場合で、その災害が業務上の災害又は通勤による災害と認められるときは、これらのそれぞれ１００分の１００以内を支給することができる。
- ６ 職員が就業規則第１４条第１項第７号及び第９号に定める事由に該当して休職にされたときは、その休職期間中の給料等については別に理事長が定める。
- ７ 第２項、第３項又は第５項に規定する職員が、当該各項に規定する期間内に期末手当の支給基準日前１か月以内に退職し、又は死亡したときは、当該各項の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、細則で定める職員その他理事長が定める者については、この限りでない。
- ８ 前項の規定の適用を受ける職員の期末手当の支給については、第２８条及び第２９条の規定を準用する。この場合において、第２８条中「前条第１項」とあるのは「第３３条第６項」と、同条第４号中「次条第１項」とあるのは「第３３条第７項において準用する第２９条第１項」と読み替えるものとする。

（派遣職員の給与等）

第３４条 公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成１２年法律第５０号）に基づき広島市から派遣された職員及び広島市を退職後採用された職員で理事長が定める職員の給与等については、この規程の規定にかかわらず、理事長が定めるものとする。

（口座振替による支払）

第３５条 給与は、職員の申出により、口座振替の方法により支払うことができる。

（委任）

第３６条 この規程に定めるもののほか、職員の給与に関し必要な事項は、細則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行の日から平成27年3月31日までの間における第16条第2項の規定の適用については、同項中「1万7,000円」とあるのは「1万3,700円」と、「6,700円」とあるのは「7,900円」とする。
- 3 職員が、理事長が定める期間に、新型コロナウイルス感染症（新型コロナウイルスを指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第1条に規定するものをいう。）に感染するおそれのある作業であって理事長が定めるものに従事したときは、感染症防疫作業等従事職員の特殊勤務手当を支給する。この場合において、第19条第3項の規定は適用しない。
- 4 前項の手当の額は、作業に従事した日1日につき3,000円（心身に著しい負担を与えるものとして理事長が定める作業に従事した場合にあっては、4,000円）の範囲内で理事長が定める。
- 5 次に掲げる職員が、理事長が定める期間に、理事長が認める業務のため、理事長が認める病院等へ応援派遣され当該業務に従事した場合は、応援診療業務等従事職員の特殊勤務手当を支給する。

(1) 医師

(2) 歯科医師

(3) 医療職給料表(2)又は医療職給料表(3)の適用を受ける職種である職員

- 6 前項の手当の額は、作業に従事した日1日につき20,000円の範囲内で理事長が定める。

7 第5項の場合において、第19条第19項の規定は適用しない。

- 8 当分の間、職員の給料月額を、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日（以下「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、当該職員の職務の級及び号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。

- 9 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

(1) 地方独立行政法人広島市立病院機構就業規則の一部を改正する規則（令和5年地方独立行政法人広島市立病院機構規則第1号）による改正前の地方独立行政法人広島市立病院機構就業規則第21条第1項第1号に規定する職員

(2) 就業規則第11条の2第3項の規定により同条第1項に規定する管理監督職を占める職員

(3) その他理事長が別に定める職員

- 1 0 就業規則第 11 条の 2 第 1 項に規定する管理監督職以外の職への降格等をされた職員であつて、当該管理監督職以外の職への降格等をされた日（以下「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第 8 項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に 100 分の 70 を乗じて得た額（当該額に、50 円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50 円以上 100 円未満の端数を生じたときはこれを 100 円に切り上げるものとする。以下「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（細則で定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、同項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。
- 1 1 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。
- 1 2 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第 8 項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第 10 項に規定する職員を除く。）であつて、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、細則で定めるところにより、前 2 項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。
- 1 3 附則第 10 項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第 8 項の規定の適用を受ける職員であつて、雇用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前 3 項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。
- 1 4 附則第 10 項又は前 2 項の規定による給料を支給される職員に対する第 27 条第 4 項（第 30 条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、当該規定中「給料月額」とあるのは、「給料月額と附則第 10 項、第 12 項又は第 13 項の規定による給料の額との合計額」とする。
- 1 5 附則第 8 項から前項までに定めるもののほか、附則第 8 項の規定による給料月額、附則第 10 項の規定による給料その他附則第 8 項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、細則で定める。
- 1 6 第 19 条第 19 項の規定にかかわらず、理事長が認める病院において、理事

長が認める期間に、所属する病院の救急医療体制維持のため、救急科以外の診療科に属する医師が、あらかじめ勤務体制（勤務時間に深夜の一部又は全部を含む場合に限る。）に組み込まれ、理事長が認める業務に従事した場合には、応援診療業務等従事職員の特殊勤務手当を支給する。

- 17 前項の手当の額は、勤務1回につき20,000円の範囲内で理事長が定める。

附 則（平成26年9月10日規程第46号）

この規程は、平成26年10月1日から施行する。

附 則（平成26年11月25日規程第47号）

この規程は、平成26年12月1日から施行する。

附 則（平成26年12月19日規程第52号）

- 1 この規程は、平成26年12月25日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定（地方独立行政法人広島市立病院機構職員給与規程第27条第2項の改正規定を除く。次項において同じ。）による改正後の同規程（以下「改正後の規程」という。）の規定は、平成26年4月1日から適用する。
- 3 第1条の規定による改正前の地方独立行政法人広島市立病院機構職員給与規程の規定に基づいて平成26年4月1日からこの規程の施行の日の前日までの間に支払われた給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。
- 4 前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則（平成27年3月31日規程第11号）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年9月30日規程第23号）

この規程は、平成27年10月1日から施行する。

附 則（平成27年12月24日規程第28号）

- 1 この規程は、平成27年12月24日から施行する。
- 2 この規定による改正後の同規程の規定は、平成27年12月1日から適用する。

附 則（平成28年3月1日規程第1号）

- 1 この規程は、平成28年3月2日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定（地方独立行政法人広島市立病院機構職員給与規程第27条第2項の改正規定を除く。次項において同じ。）による改正後の同規程（以下「改正後の規程」という。）の規定は、平成27年4月1日から適用する。

- 3 第1条の規定による改正前の地方独立行政法人広島市立病院機構職員給与規程の規定に基づいて平成27年4月1日からこの規程の施行の日の前日までの間に支払われた給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。
- 4 平成28年4月1日（以下「切替日」という。）前に職務の級を異にして異動した職員及び理事長が定めるこれに準ずる職員の切替日における号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との均衡上必要と認められる限度において、理事長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。
- 5 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その受ける給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額が同日において受けていた給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額（以下この項において「切替日前給料月額等」という。）に達しないこととなる者（理事長が定める職員を除く。）の切替日から平成33年3月31日までの給料月額は、その者の号給に応じた第2条の規定による改正後の地方独立行政法人広島市立病院機構職員給与規程（第7項において「第2条による改正後の規程」という。）別表第1から別表第5までの給料表に定める給料月額にかかわらず、切替日前給料月額等を100分の110で除して得た額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた額）とする。
- 6 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（前項に規定する職員を除く。以下この項において同じ。）について、前項の規定の適用を受ける職員との権衡上必要があると認められるときは、同日から引き続き給料表の適用を受ける職員の切替日から平成33年3月31日までの給料月額について、理事長が定めるところにより、同項の規定に準じて、必要な調整を行うことができる。
- 7 切替日から平成33年3月31日までの間に新たに第2条による改正後の規程の給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前2項の適用を受ける職員との権衡上必要があると認められるときは、当該新たに第2条による改正後の規程の給料表の適用を受けることとなった職員の切替日から同月31日までの給料月額について、理事長が定めるところにより、前2項の規定に準じて、必要な調整を行うことができる。
- 8 附則第3項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則（平成28年3月30日規程第8号）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年12月27日規程第26号）

- 1 この規程は、平成28年12月27日から施行する。ただし、第2条の規定並びに附則第4項から第7項までの規定は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定（地方独立行政法人広島市立病院機構職員給与規程第27条第2項の改正規定を除く。次項において同じ。）による改正後の同規程（以下「改正後の規程」という。）の規定は、平成28年4月1日から適用する。
- 3 第1条の規定による改正前の地方独立行政法人広島市立病院機構職員給与規程又は附則第9項の規定による改正前の地方独立行政法人広島市立病院機構職員給与規程の一部を改正する規程附則の規定に基づいて平成28年4月1日からこの規程の施行の日の前日までの間に支払われた給与は、第1条による改正後の規程又は同項の規定による改正後の地方独立行政法人広島市立病院機構職員給与規程の一部を改正する規程附則の規定による給与の内払とみなす。
- 4 第2条の規定の施行の日から平成30年3月31日までの間における同条の規定による改正後の地方独立行政法人広島市立病院機構職員給与規程（次項及び第6項において「第2条による改正後の規程」という。）第13条第3項及び第14条の規定の適用については、同項中「及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族としての子」という。）については1人につき1万円」とあるのは「に該当する扶養親族（以下「扶養親族としての配偶者」という。）については1万1,500円、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族としての子」という。）については1人につき7,500円（職員に配偶者がない場合にあっては、そのうち1人については1万1,000円）、同項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族としての父母等」という。）については1人につき6,500円（職員に配偶者及び扶養親族としての子がない場合にあっては、そのうち1人については1万円）」と、同条第1項中「その旨」とあるのは「その旨（新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に該当する事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。）」と、「(2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族としての子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、22歳に達した日以降の最初の3月31日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至った場合を除く。）」とあるのは「
 - (2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族としての子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、22歳に達した日

以降の最初の３月３１日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至った場合を除く。）

- (3) 扶養親族としての子又は扶養親族としての父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合（前号に該当する場合を除く。）
- (4) 扶養親族としての子又は扶養親族としての父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合（第１号に該当する場合を除く。）と、同条第３項中「場合又は」とあるのは「場合、扶養手当を受けている職員について同項第３号若しくは第４号に掲げる事実が生じた場合又は」と、同項後段中「同号」とあるのは「第１項第１号」と、「の改定」とあるのは「の改定（扶養親族としての子で同項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族としての配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族としての子に係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族としての父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって配偶者及び扶養親族としての子で同項の規定による届出に係るもののないものが扶養親族としての配偶者又は扶養親族としての子を有するに至った場合の当該扶養親族としての父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）、扶養手当を受けている職員のうち扶養親族としての子で同項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族としての子に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族としての父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって扶養親族としての子で同項の規定による届出に係るもののないものが配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族としての父母等に係る扶養手当の支給額の改定」とする。
- 5 前項の規定は、平成３０年４月１日から平成３１年３月３１日までの間における第２条による改正後の規程第１３条第３項及び第１４条の規定の適用について準用する。この場合において、前項中「１万１，５００円」とあるのは「９，５００円」と、「７，５００円」とあるのは「８，５００円」と、「１万１，０００円」とあるのは「１万５００円」と、「１万円」とあるのは「８，５００円」と、それぞれ読み替えるものとする。
- 6 平成３１年４月１日から平成３２年３月３１日までの間における第２条による改正後の規程第１３条第３項の規定の適用については、同項中「及び第３号から第６号までのいずれかに該当する扶養親族については１人につき６，５００円、同項第２号に該当する扶養親族（以下「扶養親族としての子」という。）については１人につき１万円」とあるのは、「に該当する扶養親族については７，５００円、同項第２号に該当する扶養親族（以下「扶養親族としての

子」という。)については1人につき1万円、同項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円」とする。

- 7 第2条の規定による改正前の地方独立行政法人広島市立病院機構職員給与規程（以下この項において「第2条による改正前の規程」という。）第16条第2項第2号又は第3号（同項第2号に係る部分に限る。）の規定により平成29年3月の住居手当を支給された職員であって、第2条の規定の施行の日以後引き続きその所有に係る住宅（理事長の定めるこれに準ずる住宅を含む。）に当該職員又はその配偶者等（地方独立行政法人広島市立病院機構職員給与規程第16条第1項に規定する配偶者等をいう。）が居住している者（理事長の定めるこれに準ずる者を含む。）については、第2条による改正前の規程第16条第1項及び第2項の規定は、平成33年3月31日までの間は、なおその効力を有する。この場合において、同項第2号中「6,700円」とあるのは、第2条の規定の施行の日から平成30年3月31日までの間については「5,400円」と、同年4月1日から平成31年3月31日までの間については「4,100円」と、同年4月1日から平成32年3月31日までの間については「2,800円」と、同年4月1日から平成33年3月31日までの間については「1,400円」とする。

- 8 第3項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

- 9 地方独立行政法人広島市立病院機構職員給与規程の一部を改正する規程の一部を次のように改正する。

附則第5項中「第2条の」を「地方独立行政法人広島市立病院機構職員給与規程の一部を改正する規程（平成28年規程第1号）第1条の」に改め、「（第7項において「第2条による改正後の規程」という。）」を削る。

附則第7項中「間に新たに第2条による改正後の規程」を「間に新たに地方独立行政法人広島市立病院機構職員給与規程の一部を改正する規程第1条の規定による改正後の地方独立行政法人広島市立病院機構職員給与規程」に、「当該新たに第2条による改正後の規程」を「当該同条の規定による改正後の地方独立行政法人広島市立病院機構職員給与規程」に改める。

附 則（平成29年12月21日規程第11号）

- 1 この規程は、平成29年12月27日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定（地方独立行政法人広島市立病院機構職員給与規程第27条第2項の改正規定を除く。次項において同じ。）による改正後の同規程（同項において「第1条による改正後の規程」という。）及び附則第5項の規定による

改正後の地方独立行政法人広島市立病院機構職員給与規程の一部を改正する規程（平成２８年規程第１号）附則の規定は、平成２９年４月１日から適用する。

- ３ 第１条の規定による改正前の地方独立行政法人広島市立病院機構職員給与規程又は附則第５項の規定による改正前の地方独立行政法人広島市立病院機構職員給与規程の一部を改正する規程附則の規定に基づいて平成２９年４月１日からこの規程の施行の日の前日までの間に支払われた給与は、第１条による改正後の規程又は同項の規定による改正後の地方独立行政法人広島市立病院機構職員給与規程の一部を改正する規程附則の規定による給与の内払とみなす。

- ４ 前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

- ５ 地方独立行政法人広島市立病院機構職員給与規程の一部を改正する規程の一部を次のように改正する。

附則第５項中「切替日から」を「平成２９年４月１日から」に、「地方独立行政法人広島市立病院機構職員給与規程（平成２８年規程第２６号）」を「地方独立行政法人広島市立病院機構職員給与規程（平成２９年規程第１１号）」に改める。

附則第６項中「切替日から」を「平成２９年４月１日から」に改める。

附則第７項中「切替日から同月３１日」を「平成２９年４月１日から平成３３年３月３１日」に改める。

附 則（平成３０年３月３０日規程第７号）

この規程は、平成３０年４月１日から施行する。

附 則（平成３０年１２月２５日規程第２３号）

- １ この規程は、平成３０年１２月２５日から施行する。ただし、第２条の規定は、平成３１年４月１日から施行する。
- ２ 第１条の規定（地方独立行政法人広島市立病院機構職員給与規程第２７条第２項の改正規定を除く。次項において同じ。）による改正後の同規程（同項において「第１条による改正後の規程」という。）及び附則第５項の規定による改正後の地方独立行政法人広島市立病院機構職員給与規程の一部を改正する規程（平成２８年規程第１号）附則の規定は、平成３０年４月１日（次項において「適用日」という。）から適用する。
- ３ 第１条の規定による改正前の地方独立行政法人広島市立病院機構職員給与規程又は附則第５項の規定による改正前の地方独立行政法人広島市立病院機構職員給与規程の一部を改正する規程附則の規定に基づいて適用日からこの規程の施行の日の前日までの間に支払われた給与は、第１条による改正後の規程又は

同項の規定による改正後の地方独立行政法人広島市立病院機構職員給与規程の一部を改正する規程附則の規定による給与の内払とみなす。

- 4 前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則（平成31年3月29日規程第2号）

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和元年12月24日規程第23号）

この規程は、令和元年12月24日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年6月29日規程第15号）

この規程は、令和2年6月30日から施行し、改正後の附則第3項から第4項までの規定は、令和2年1月30日から適用する。

附 則（令和3年2月8日規程第4号）

この規程は、令和3年2月8日から施行し、改正後の附則第5項から第7項までの規定は、令和2年4月1日から適用する。

附 則（令和3年3月12日規程第13号）

この規程は、令和3年3月12日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月26日規程第17号）

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和3年12月21日規程第27号）

この規程は、令和3年12月21日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月29日規程第2号）

- 1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は令和4年5月1日から施行する。

- 2 第1条の規定による改正前の地方独立行政法人広島市立病院機構職員給与規程第19第3項の規定は、令和5年3月31日までの間は、なおその効力を有する。この場合において、同項中「290円」とあるのは、第1条の規定の施行の日から令和5年3月31日までの間については「145円」とする。

附 則（令和4年9月30日規程第24号）

この規程は、令和4年10月1日から施行する。

附 則（令和4年12月19日規程第26号）

- 1 この規程は、令和4年12月19日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。

- 2 第1条の規定（地方独立行政法人広島市立病院機構職員給与規程第27条第2項の改正規定を除く。次項において同じ。）による改正後の同規程（以下「改正後の規程」という。）の規定は、令和4年4月1日から適用する。
- 3 第1条の規定による改正前の地方独立行政法人広島市立病院機構職員給与規程の規定に基づいて令和4年4月1日からこの規程の施行の日の前日までの間に支払われた給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。
- 4 前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則（令和5年3月28日規程第2号）

- 1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 施行日から令和9年3月31日までの間における改正後の地方独立行政法人広島市立病院機構職員給与規程第8条第3項の規定の適用については、同項中「0号給」とあるのは、「1号給」とする。

附 則（令和5年12月18日規程第19号）

- 1 この規程は、令和5年12月18日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定（地方独立行政法人広島市立病院機構職員給与規程第27条第2項の改正規定を除く。次項において同じ。）による改正後の同規程（以下「改正後の規程」という。）の規定は、令和5年4月1日から適用する。
- 3 第1条の規定による改正前の地方独立行政法人広島市立病院機構職員給与規程の規定に基づいて令和5年4月1日からこの規程の施行の日の前日までの間に支払われた給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。
- 4 前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則（令和6年3月25日規程2号）

この規程は、令和6年3月25日から施行し、令和6年2月1日から適用する。

附 則（令和6年6月26日規程12号）

この規程は、令和6年6月26日から施行し、改正後の附則第16項及び第17項の規定は、令和6年4月1日から適用する。

附 則（令和6年12月23日規程16号）

- 1 この規程は、令和6年12月23日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年4月1日から施行する。

- 2 第1条の規定（地方独立行政法人広島市立病院機構職員給与規程第27条第2項の改正規定を除く。次項において同じ。）による改正後の同規程（以下「改正後の規程」という。）の規定は、令和6年4月1日から適用する。
- 3 第1条の規定による改正前の地方独立行政法人広島市立病院機構職員給与規程の規定に基づいて令和6年4月1日からこの規程の施行の日の前日までの間に支払われた給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。
- 4 第2条の規定による改正前の規程第13条第2項及び第3項、第14条第1項第2号並びに第16条第1項の規定は、令和10年3月31日までの間は、なおその効力を有する。この場合において、同規程第13条第3項中「及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族としての子」という。）については1人につき1万円」とあるのは、第2条の規定の施行の日から令和8年3月31日までの間については、「に該当する扶養親族については4,800円、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族としての子」という。）については1人につき1万1,200円、同項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円」と、同年4月1日から令和9年3月31日までの間については「に該当する扶養親族については3,200円、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族としての子」という。）については1人につき1万2,100円、同項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円」と、同年4月1日から令和10年3月31日まで間については「に該当する扶養親族については1,600円、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族としての子」という。）については1人につき1万3,000円、同項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円」とする。
- 5 前2項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。
附 則（令和7年3月24日規程2号）
この規程は、令和7年4月1日から施行する。
附 則（令和7年9月8日規程11号）
この規程は、令和7年10月1日から施行する。
附 則（令和7年12月23日規程第15号）
1 この規程は、令和7年12月23日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。

- 2 第1条の規定（地方独立行政法人広島市立病院機構職員給与規程第27条第2項の改正規定を除く。次項において同じ。）による改正後の同規程（以下「改正後の規程」という。）の規定は、令和7年4月1日から適用する。
- 3 第1条の規定による改正前の地方独立行政法人広島市立病院機構職員給与規程の規定に基づいて令和7年4月1日からこの規程の施行の日の前日までの間に支払われた給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。
- 4 前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則（令和8年6月17日規程19号）

この規程は、令和8年7月1日から施行する。

別表1

事務職給料表

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円	円
1	172,500	212,500	255,400	288,800	340,500	375,500	416,900
2	174,700	214,100	256,500	290,500	342,700	377,900	419,500
3	176,900	215,700	257,600	292,200	344,900	380,300	422,100
4	179,100	217,300	258,700	293,900	347,200	382,800	424,700
5	181,400	218,900	259,800	295,500	349,300	385,200	427,100
6	183,700	220,600	260,800	297,500	351,300	387,400	429,500
7	186,000	222,300	261,800	299,500	353,300	389,600	431,900
8	188,300	224,000	262,800	301,600	355,300	391,800	434,300
9	190,600	225,600	263,700	303,500	357,100	393,900	436,700
10	193,000	227,300	265,100	305,500	359,200	396,300	439,100
11	195,400	229,000	266,500	307,500	361,300	398,700	441,500
12	197,800	230,700	267,900	309,600	363,500	401,100	443,900
13	200,300	232,300	269,200	311,500	365,500	403,600	446,300
14	201,700	233,300	270,700	313,700	367,300	405,900	448,600
15	203,100	234,400	272,200	315,900	369,100	408,200	450,900
16	204,500	235,500	273,700	318,100	371,000	410,600	453,300
17	205,700	236,700	275,100	320,100	372,700	412,900	455,500
18	207,300	237,800	276,400	322,300	374,400	415,000	457,800
19	208,900	238,900	277,600	324,500	376,100	417,100	460,100
20	210,500	240,100	278,900	326,700	377,800	419,300	462,500
21	212,000	241,400	279,900	328,700	379,300	421,400	464,800
22	213,400	242,300	281,400	330,500	380,900	423,400	466,600
23	214,800	243,300	283,000	332,300	382,500	425,400	468,400
24	216,200	244,300	284,600	334,100	384,100	427,400	470,300
25	217,400	245,300	286,000	335,700	385,600	429,400	472,000
26	219,200	246,200	287,600	337,700	387,600	431,100	473,700
27	221,000	247,100	289,200	339,800	389,700	432,800	475,500
28	222,800	248,100	290,800	341,900	391,800	434,500	477,300
29	224,700	249,400	292,300	343,800	393,700	436,100	478,900
30	226,500	250,400	293,700	345,900	395,700	437,600	479,800
31	228,300	251,400	295,100	348,000	397,800	439,100	480,700
32	230,100	252,400	296,500	350,200	399,900	440,600	481,600

33	232,000	253,500	297,700	352,300	401,800	442,000	482,500
34	233,100	254,500	299,400	354,400	403,700	443,400	483,200
35	234,200	255,600	301,100	356,600	405,600	444,800	484,000
36	235,300	256,700	302,800	358,800	407,500	446,300	484,800
37	236,200	257,800	304,600	360,800	409,300	447,600	485,400
38	237,300	258,800	306,300	362,800	410,700	448,600	486,200
39	238,400	259,800	308,100	364,800	412,200	449,700	487,000
40	239,500	260,800	309,900	366,800	413,700	450,800	487,800
41	240,400	261,900	311,500	368,600	415,000	451,700	488,500
42	241,400	263,000	313,200	370,300	416,300	452,500	489,300
43	242,500	264,100	314,900	372,000	417,600	453,300	490,100
44	243,400	265,200	316,700	373,700	418,900	454,100	490,900
45	244,400	266,100	318,300	375,200	420,100	454,800	491,700
46	245,400	267,200	320,100	376,600	420,900	455,700	492,400
47	246,400	268,300	321,900	378,000	421,700	456,600	493,100
48	247,400	269,400	323,700	379,500	422,500	457,600	493,800
49	248,200	270,400	325,400	380,900	423,300	458,500	494,600
50	249,200	271,600	327,100	382,100	424,300	459,200	495,400
51	250,200	272,800	328,900	383,300	425,300	459,900	496,200
52	251,200	274,000	330,700	384,500	426,300	460,700	497,000
53	252,000	275,000	332,200	385,400	427,100	461,400	497,600
54	252,800	276,100	334,000	386,700	427,800	462,100	498,300
55	253,600	277,200	335,800	388,000	428,600	462,800	499,000
56	254,400	278,300	337,700	389,300	429,400	463,500	499,700
57	255,300	279,400	339,300	390,600	430,000	464,100	500,400
58	256,100	280,800	341,000	391,600	430,600	464,800	501,100
59	256,900	282,400	342,700	392,700	431,200	465,500	501,800
60	257,700	283,900	344,500	393,800	431,800	466,200	502,500
61	258,300	285,400	346,100	394,700	432,400	466,700	503,200
62	258,900	286,900	347,800	395,500	433,100	467,300	503,900
63	259,500	288,400	349,500	396,300	433,900	467,900	504,600
64	260,100	290,000	351,200	397,200	434,600	468,500	505,300
65	260,800	291,400	352,700	398,000	435,200	469,100	506,000
66	261,300	292,500	354,100	398,700	435,900	469,700	506,800
67	261,800	293,600	355,500	399,400	436,600	470,300	507,600
68	262,400	294,700	356,900	400,100	437,300	470,900	508,400

69	262,900	295,700	358,100	400,700	437,900	471,600	509,000
70	263,500	296,900	359,300	401,500	438,700	472,300	
71	264,100	298,100	360,500	402,400	439,500	473,000	
72	264,700	299,300	361,700	403,300	440,300	473,700	
73	265,200	300,300	362,700	404,000	440,900	474,300	
74	265,800	301,500	364,100	405,000	441,400	474,900	
75	266,400	302,800	365,500	406,100	441,900	475,500	
76	267,000	304,000	367,000	407,200	442,500	476,100	
77	267,500	305,100	368,300	408,200	443,000	476,600	
78	268,200	306,400	369,900	408,900	443,600	477,300	
79	268,900	307,600	371,600	409,600	444,200	478,000	
80	269,700	308,900	373,300	410,400	444,800	478,700	
81	270,200	310,200	374,700	411,000	445,200	479,200	
82	270,800	311,300	376,100	411,500	445,800		
83	271,400	312,400	377,500	412,000	446,400		
84	272,000	313,500	379,000	412,500	447,000		
85	272,500	314,400	380,200	413,100	447,600		
86	273,000	315,400	381,400	413,800	448,200		
87	273,500	316,400	382,600	414,500	448,800		
88	274,000	317,400	383,900	415,200	449,400		
89	274,400	318,300	385,000	415,700	449,900		
90	275,100	319,200	385,700	416,500	450,400		
91	275,800	320,100	386,400	417,300	450,900		
92	276,500	321,100	387,200	418,100	451,500		
93	277,000	321,800	387,800	418,700	452,100		
94	277,500	322,700	388,400	419,500	452,700		
95	278,000	323,600	389,000	420,300	453,300		
96	278,500	324,500	389,700	421,100	453,900		
97	278,900	325,300	390,300	422,000	454,300		
98		326,200	391,000	422,500	454,900		
99		327,100	391,700	423,000	455,500		
100		328,000	392,400	423,500	456,100		
101		328,600	392,900	424,100	456,500		
102		329,400	393,500	424,600			
103		330,300	394,100	425,100			
104		331,200	394,700	425,600			

105		331,800	395,300	426,100		
106		332,400	395,800	426,600		
107		333,000	396,300	427,100		
108		333,600	396,800	427,600		
109		334,100	397,200	428,100		
110		334,600	397,700	428,600		
111		335,100	398,200	429,100		
112		335,600	398,700	429,600		
113		335,900	399,100	430,100		
114		336,400	399,500	430,600		
115		336,900	400,000	431,100		
116		337,400	400,500	431,600		
117		337,900	400,800	432,200		
118		338,400	401,300	432,700		
119		338,900	401,800	433,200		
120		339,400	402,300	433,700		
121		339,800	402,900	434,300		
122				434,900		
123				435,500		
124				436,100		
125				436,600		
126				437,200		
127				437,800		
128				438,400		
129				438,900		

備考 この表は、診療情報管理士、生活支援員、医療ソーシャルワーカー又は歩行訓練士も含めた他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、就業規則第2条第3項の職員を除く。

医療職給料表(1)に係る給料月額

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
号 給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
	円	円	円	円	円
1	295,300	376,400	431,300	490,400	549,200
2	297,600	378,900	433,300	492,200	606,900
3	299,900	381,400	435,300	494,000	670,500
4	302,200	383,900	437,300	495,800	688,700
5	304,600	386,500	439,200	497,400	706,900
6	308,300	389,100	441,100	499,100	725,100
7	312,000	391,700	443,000	500,800	743,100
8	315,700	394,300	444,900	502,500	798,800
9	319,300	396,800	446,600	504,300	857,500
10	322,700	399,400	448,500	506,300	936,000
11	326,100	402,000	450,400	508,300	
12	329,500	404,600	452,300	510,300	
13	332,900	407,000	454,300	512,400	
14	336,000	409,600	456,300	514,500	
15	339,100	412,200	458,300	516,600	
16	342,200	414,800	460,400	518,700	
17	345,300	417,400	462,400	520,700	
18	348,200	419,100	464,400	522,700	
19	351,100	420,800	466,500	524,700	
20	354,000	422,500	468,600	526,600	
21	356,700	424,200	470,300	528,400	
22	360,000	426,000	472,100	530,300	
23	363,300	427,800	473,900	532,200	
24	366,600	429,600	475,800	534,100	
25	369,900	431,300	477,500	535,800	
26	372,900	432,900	479,200	537,600	
27	375,900	434,500	480,900	539,400	
28	378,900	436,100	482,600	541,200	
29	381,900	437,600	484,100	542,800	
30	384,100	439,300	485,700	544,600	
31	386,300	441,000	487,400	546,400	
32	388,500	442,700	489,100	548,200	

33	390,800	444,500	490,600	549,900	
34	392,200	446,200	492,500	551,700	
35	393,600	447,900	494,400	553,500	
36	395,000	449,700	496,300	555,200	
37	396,400	451,300	497,800	556,800	
38	398,200	453,000	499,600	558,400	
39	400,000	454,700	501,400	560,000	
40	401,800	456,500	503,200	561,600	
41	403,700	458,100	504,800	563,200	
42	404,800	459,500	506,600	564,600	
43	405,900	461,000	508,400	566,000	
44	407,000	462,500	510,200	567,300	
45	407,900	463,700	511,900	568,500	
46	408,800	465,100	513,700	569,500	
47	409,700	466,500	515,400	570,500	
48	410,600	467,900	517,100	571,500	
49	411,300	469,100	518,700	572,600	
50	411,800	470,500	520,000	573,500	
51	412,300	471,900	521,300	574,400	
52	412,800	473,300	522,600	575,300	
53	413,400	474,600	523,700	576,100	
54	413,900	475,800	525,000	577,000	
55	414,400	477,000	526,300	577,900	
56	414,900	478,200	527,600	578,800	
57	415,400	479,200	528,700	579,700	
58	415,900	480,200	529,600	580,600	
59	416,400	481,200	530,500	581,500	
60	416,900	482,200	531,400	582,400	
61	417,500	483,100	532,200	583,300	
62	417,900	483,800	533,100	584,200	
63	418,300	484,500	534,000	585,100	
64	418,700	485,200	534,900	586,000	
65	418,900	485,900	535,600	586,800	
66	419,400	486,600	536,500	587,700	
67	419,900	487,200	537,400	588,600	
68	420,300	487,800	538,300	589,500	

69	420,600	488,100	539,100	590,400	
70	421,100	488,800	540,000	591,300	
71	421,600	489,500	540,900	592,200	
72	422,000	490,100	541,800	593,100	
73	422,300	490,500	542,500	594,100	
74		491,200	543,400	595,000	
75		491,900	544,300	595,900	
76		492,500	545,200	596,800	
77		493,000	546,000	597,500	
78		493,600	546,900	598,400	
79		494,200	547,800	599,300	
80		494,800	548,700	600,200	
81		495,300	549,500	601,000	
82		495,900	550,400		
83		496,500	551,300		
84		497,100	552,200		
85		497,500	552,900		
86			553,800		
87			554,700		
88			555,600		
89			556,400		
90			557,300		
91			558,200		
92			559,100		
93			560,000		
94			560,900		
95			561,800		
96			562,700		
97			563,500		
98			564,400		
99			565,300		
100			566,200		
101			567,000		
102			567,900		
103			568,800		
104			569,700		

105			570,400		
106			571,300		
107			572,200		
108			573,100		
109			573,700		
110			574,600		
111			575,500		
112			576,400		
113			577,200		

備考 この表は、医療業務に従事する医師及び歯科医師に適用する。

医療職給料表(2)に係る給料月額

職務の級 号 給	1 級 給 料 月 額	2 級 給 料 月 額	3 級 給 料 月 額	4 級 給 料 月 額	5 級 給 料 月 額	6 級 給 料 月 額	7 級 給 料 月 額
	円	円	円	円	円	円	円
1	172,500	213,800	255,400	288,800	340,500	375,500	416,900
2	174,700	215,200	256,500	290,500	342,700	377,900	419,500
3	176,900	216,600	257,600	292,200	344,900	380,300	422,100
4	179,100	217,900	258,700	293,900	347,200	382,800	424,700
5	181,400	218,900	259,800	295,500	349,300	385,200	427,100
6	183,700	220,600	260,800	297,500	351,300	387,400	429,500
7	186,000	222,300	261,800	299,500	353,300	389,600	431,900
8	188,300	224,000	262,800	301,600	355,300	391,800	434,300
9	190,600	225,600	263,700	303,500	357,100	393,900	436,700
10	193,000	227,300	265,100	305,500	359,300	396,300	439,100
11	195,400	229,000	266,500	307,500	361,500	398,700	441,500
12	197,800	230,700	267,900	309,600	363,700	401,100	443,900
13	200,300	232,300	269,200	311,500	365,800	403,600	446,300
14	201,700	233,300	270,700	313,700	367,600	405,900	448,600
15	203,100	234,400	272,200	315,900	369,400	408,200	450,900
16	204,500	235,500	273,700	318,100	371,300	410,600	453,300
17	205,700	236,700	275,100	320,100	373,000	412,900	455,500
18	207,300	237,800	276,400	322,300	374,800	415,000	457,800
19	208,900	238,900	277,600	324,500	376,600	417,100	460,100
20	210,500	240,100	278,900	326,700	378,400	419,300	462,500
21	212,000	241,400	279,900	328,700	380,000	421,400	464,800
22	213,400	242,300	281,400	330,500	381,700	423,400	466,600
23	214,800	243,300	283,000	332,300	383,400	425,400	468,400
24	216,200	244,300	284,600	334,100	385,100	427,400	470,300
25	217,400	245,300	286,000	335,700	386,600	429,400	472,000
26	219,200	246,200	287,600	337,700	388,700	431,100	473,700
27	221,000	247,100	289,200	339,800	390,900	432,800	475,500
28	222,800	248,100	290,800	341,900	393,100	434,500	477,300
29	224,700	249,400	292,300	343,800	395,100	436,100	478,900
30	226,500	250,400	293,700	345,900	397,000	437,600	479,800
31	228,300	251,400	295,100	348,000	398,900	439,100	480,700
32	230,100	252,400	296,500	350,200	400,800	440,600	481,600

33	232,000	253,500	297,700	352,300	402,700	442,000	482,500
34	233,100	254,500	299,400	354,400	404,500	443,400	483,200
35	234,200	255,600	301,100	356,600	406,300	444,800	484,000
36	235,300	256,700	302,800	358,800	408,200	446,300	484,800
37	236,200	257,800	304,600	360,800	410,000	447,600	485,400
38	237,300	258,800	306,300	362,800	411,500	448,600	486,200
39	238,400	259,800	308,100	364,800	413,000	449,700	487,000
40	239,500	260,800	309,900	366,800	414,600	450,800	487,800
41	240,400	261,900	311,500	368,600	416,000	451,700	488,500
42	241,400	263,000	313,200	370,300	417,500	452,500	489,300
43	242,500	264,100	314,900	372,000	418,900	453,300	490,100
44	243,400	265,200	316,700	373,700	420,300	454,100	490,900
45	244,400	266,100	318,300	375,200	421,900	454,800	491,700
46	245,400	267,200	320,100	376,600	422,800	455,700	492,400
47	246,400	268,300	321,900	378,000	423,700	456,600	493,100
48	247,400	269,400	323,700	379,500	424,700	457,600	493,800
49	248,200	270,400	325,400	380,900	425,600	458,500	494,600
50	249,200	271,600	327,100	382,100	426,600	459,200	495,400
51	250,200	272,800	328,900	383,300	427,600	459,900	496,200
52	251,200	274,000	330,700	384,500	428,600	460,700	497,000
53	252,000	275,000	332,200	385,400	429,500	461,400	497,600
54	252,800	276,100	334,000	386,700	430,200	462,100	498,300
55	253,600	277,200	335,800	388,000	431,000	462,800	499,000
56	254,400	278,300	337,700	389,300	431,800	463,500	499,700
57	255,300	279,400	339,300	390,600	432,400	464,100	500,400
58	256,100	280,800	341,000	391,600	433,000	464,800	501,100
59	256,900	282,400	342,700	392,700	433,600	465,500	501,800
60	257,700	283,900	344,500	393,800	434,200	466,200	502,500
61	258,300	285,400	346,100	394,700	434,700	466,700	503,200
62	258,900	286,900	347,800	395,500	435,400	467,300	503,900
63	259,500	288,400	349,500	396,300	436,200	467,900	504,600
64	260,100	290,000	351,200	397,200	437,000	468,500	505,300
65	260,800	291,400	352,700	398,000	437,600	469,100	506,000
66	261,300	292,500	354,100	398,700	438,300	469,700	506,800
67	261,800	293,600	355,500	399,400	439,000	470,300	507,600
68	262,400	294,700	356,900	400,100	439,700	470,900	508,400

69	262,900	295,700	358,100	400,700	440,300	471,600	509,000
70	263,500	296,900	359,300	401,500	441,000	472,300	
71	264,100	298,100	360,500	402,400	441,700	473,000	
72	264,700	299,300	361,700	403,300	442,500	473,700	
73	265,200	300,300	362,700	404,000	443,200	474,300	
74	265,800	301,500	364,100	405,000	443,700	474,900	
75	266,400	302,800	365,500	406,100	444,200	475,500	
76	267,000	304,000	367,000	407,200	444,700	476,100	
77	267,500	305,100	368,300	408,200	445,300	476,600	
78	268,200	306,400	369,900	408,900	445,900	477,300	
79	268,900	307,600	371,600	409,600	446,500	478,000	
80	269,700	308,900	373,300	410,400	447,100	478,700	
81	270,200	310,200	374,700	411,000	447,600	479,200	
82	270,800	311,300	376,100	411,500	448,200		
83	271,400	312,400	377,500	412,000	448,800		
84	272,000	313,500	379,000	412,500	449,400		
85	272,500	314,400	380,200	413,100	450,000		
86	273,000	315,400	381,400	413,800	450,600		
87	273,500	316,400	382,600	414,500	451,200		
88	274,000	317,400	383,900	415,200	451,800		
89	274,400	318,300	385,000	415,700	452,300		
90	275,100	319,200	385,700	416,500	452,900		
91	275,800	320,100	386,400	417,300	453,500		
92	276,500	321,100	387,200	418,100	454,100		
93	277,000	321,800	387,800	418,700	454,700		
94	277,500	322,700	388,400	419,500	455,300		
95	278,000	323,600	389,000	420,300	455,900		
96	278,500	324,500	389,700	421,100	456,500		
97	278,900	325,300	390,300	422,000	456,900		
98		326,200	391,000	422,500	457,500		
99		327,100	391,700	423,000	458,100		
100		328,000	392,400	423,500	458,700		
101		328,600	392,900	424,100	459,300		
102		329,400	393,500	424,600	460,100		
103		330,300	394,100	425,100	460,900		
104		331,200	394,700	425,600	461,700		

105		331,800	395,300	426,100	462,300		
106		332,400	395,800	426,600			
107		333,000	396,300	427,100			
108		333,600	396,800	427,600			
109		334,100	397,200	428,100			
110		334,600	397,700	428,600			
111		335,100	398,200	429,100			
112		335,600	398,700	429,600			
113		335,900	399,100	430,100			
114		336,400	399,500	430,600			
115		336,900	400,000	431,100			
116		337,400	400,500	431,600			
117		337,900	400,800	432,200			
118		338,400	401,300	432,700			
119		338,900	401,800	433,200			
120		339,400	402,300	433,700			
121		339,800	402,900	434,300			
122				434,900			
123				435,500			
124				436,100			
125				436,600			
126				437,200			
127				437,800			
128				438,400			
129				438,900			

備考 この表は、薬剤師，心理療法士，診療放射線技師，栄養士，臨床検査技師，臨床工学技士，理学療法士，作業療法士，言語聴覚士，視能訓練士，歯科衛生士及び歯科技工士に適用する。

医療職給料表(3)に係る給料月額（平成5年4月1日以降の採用者に適用）

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
号 給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
	円	円	円	円	円	円	円
1	172,500	202,300	243,300	288,800	341,300	375,500	416,900
2	174,700	203,800	244,300	290,500	343,400	377,900	419,500
3	176,900	205,300	245,300	292,200	345,500	380,300	422,100
4	179,100	206,800	246,300	293,900	347,700	382,800	424,700
5	181,400	208,300	247,200	295,500	349,800	385,200	427,100
6	183,700	209,900	248,300	297,500	351,600	387,400	429,500
7	186,000	211,500	249,400	299,500	353,400	389,600	431,900
8	188,300	213,000	250,500	301,600	355,300	391,800	434,300
9	190,600	214,500	251,400	303,500	357,100	393,900	436,700
10	193,000	215,600	252,400	305,500	359,200	396,300	439,100
11	195,400	216,700	253,400	307,500	361,300	398,700	441,500
12	197,800	217,800	254,400	309,600	363,500	401,100	443,900
13	200,300	218,900	255,400	311,500	365,500	403,600	446,300
14	201,700	220,600	256,500	313,700	367,300	405,900	448,600
15	203,100	222,300	257,600	315,900	369,100	408,200	450,900
16	204,500	224,000	258,700	318,100	371,000	410,600	453,300
17	205,700	225,600	259,800	320,100	372,700	412,900	455,500
18	207,300	227,300	260,800	322,300	374,400	415,000	457,800
19	208,900	229,000	261,800	324,500	376,100	417,100	460,100
20	210,500	230,700	262,800	326,700	377,800	419,300	462,500
21	212,000	232,300	263,700	328,700	379,300	421,400	464,800
22	213,400	233,300	265,100	330,500	380,900	423,400	466,600
23	214,800	234,400	266,500	332,300	382,500	425,400	468,400
24	216,200	235,500	267,900	334,100	384,100	427,400	470,300
25	217,400	236,700	269,200	335,700	385,600	429,400	472,000
26	219,200	237,800	270,700	337,700	387,600	431,100	473,700
27	221,000	238,900	272,200	339,800	389,700	432,800	475,500
28	222,800	240,100	273,700	341,900	391,800	434,500	477,300
29	224,700	241,400	275,100	343,800	393,700	436,100	478,900
30	226,500	242,300	276,400	345,900	395,700	437,600	479,800
31	228,300	243,300	277,600	348,000	397,800	439,100	480,700
32	230,100	244,300	278,900	350,200	399,900	440,600	481,600

33	232,000	245,300	279,900	352,300	401,800	442,000	482,500
34	233,100	246,200	281,400	354,400	403,700	443,400	483,200
35	234,200	247,100	283,000	356,600	405,600	444,800	484,000
36	235,300	248,100	284,600	358,800	407,500	446,300	484,800
37	236,200	249,400	286,000	360,800	409,300	447,600	485,400
38	237,300	250,400	287,600	362,800	410,800	448,600	486,200
39	238,400	251,400	289,200	364,800	412,400	449,700	487,000
40	239,500	252,400	290,800	366,800	414,000	450,800	487,800
41	240,400	253,500	292,300	368,600	415,400	451,700	488,500
42	241,400	254,500	293,700	370,300	417,000	452,500	489,300
43	242,500	255,600	295,100	372,000	418,600	453,300	490,100
44	243,400	256,700	296,500	373,700	420,200	454,100	490,900
45	244,400	257,800	297,700	375,200	421,600	454,800	491,700
46	245,400	258,800	299,400	376,600	423,200	455,700	492,400
47	246,400	259,800	301,100	378,000	424,800	456,600	493,100
48	247,400	260,800	302,800	379,500	426,400	457,600	493,800
49	248,200	261,900	304,600	380,900	428,000	458,500	494,600
50	249,200	263,000	306,300	382,100	429,700	459,200	495,400
51	250,200	264,100	308,100	383,300	431,400	459,900	496,200
52	251,200	265,200	309,900	384,500	433,100	460,700	497,000
53	252,000	266,100	311,500	385,400	434,600	461,400	497,600
54	252,800	267,200	313,200	386,700	435,900	462,100	498,300
55	253,600	268,300	314,900	388,000	437,200	462,800	499,000
56	254,400	269,400	316,700	389,300	438,500	463,500	499,700
57	255,300	270,400	318,300	390,600	439,800	464,100	500,400
58	256,100	271,600	320,100	391,600	440,500	464,800	501,100
59	256,900	272,800	321,900	392,700	441,200	465,500	501,800
60	257,700	274,000	323,700	393,800	441,900	466,200	502,500
61	258,300	275,000	325,400	394,700	442,600	466,700	503,200
62	258,900	276,100	327,100	395,500	443,300	467,300	503,900
63	259,500	277,200	328,900	396,300	444,100	467,900	504,600
64	260,100	278,300	330,700	397,200	444,900	468,500	505,300
65	260,800	279,400	332,200	398,000	445,500	469,100	506,000
66	261,300	280,800	334,000	398,700	446,200	469,700	506,800
67	261,800	282,400	335,800	399,400	446,900	470,300	507,600
68	262,400	283,900	337,700	400,100	447,600	470,900	508,400

69	262,900	285,400	339,300	400,700	448,100	471,600	509,000
70	263,500	286,900	341,000	401,500	448,700	472,300	
71	264,100	288,400	342,700	402,400	449,300	473,000	
72	264,700	290,000	344,500	403,300	449,900	473,700	
73	265,200	291,400	346,100	404,000	450,500	474,300	
74	265,800	292,500	347,800	405,000	451,200	474,900	
75	266,400	293,600	349,500	406,100	451,900	475,500	
76	267,000	294,700	351,200	407,200	452,600	476,100	
77	267,500	295,700	352,700	408,200	453,100	476,600	
78	268,200	296,900	354,100	408,900	453,600	477,300	
79	268,900	298,100	355,500	409,600	454,100	478,000	
80	269,700	299,300	356,900	410,400	454,600	478,700	
81	270,200	300,300	358,100	411,000	455,000	479,200	
82	270,800	301,500	359,300	411,500	455,600		
83	271,400	302,800	360,500	412,000	456,200		
84	272,000	304,000	361,700	412,500	456,800		
85	272,500	305,100	362,700	413,100	457,200		
86	273,000	306,400	364,100	413,800	457,700		
87	273,500	307,600	365,500	414,500	458,200		
88	274,000	308,900	367,000	415,200	458,700		
89	274,400	310,200	368,300	415,700	459,200		
90	275,100	311,300	369,900	416,500	459,700		
91	275,800	312,400	371,600	417,300	460,200		
92	276,500	313,500	373,300	418,100	460,800		
93	277,000	314,400	374,700	418,700	461,300		
94	277,500	315,400	376,100	419,500	461,800		
95	278,000	316,400	377,500	420,300	462,400		
96	278,500	317,400	379,000	421,100	463,000		
97	278,900	318,300	380,200	422,000	463,400		
98		319,200	381,400	422,500	463,900		
99		320,100	382,600	423,000	464,400		
100		321,100	383,900	423,500	464,900		
101		321,800	385,000	424,100	465,400		
102		322,700	385,700	424,600			
103		323,600	386,400	425,100			
104		324,500	387,200	425,600			

105		325,300	387,800	426,100		
106		326,200	388,400	426,600		
107		327,100	389,000	427,100		
108		328,000	389,700	427,600		
109		328,600	390,300	428,100		
110		329,400	391,000	428,600		
111		330,300	391,700	429,100		
112		331,200	392,400	429,600		
113		331,800	392,900	430,100		
114		332,400	393,500	430,600		
115		333,000	394,100	431,100		
116		333,600	394,700	431,600		
117		334,100	395,300	432,200		
118		334,600	395,800	432,700		
119		335,100	396,300	433,200		
120		335,600	396,800	433,700		
121		335,900	397,200	434,300		
122		336,400	397,700	434,900		
123		336,900	398,200	435,500		
124		337,400	398,700	436,100		
125		337,900	399,100	436,600		
126		338,400	399,500	437,200		
127		338,900	400,000	437,800		
128		339,400	400,500	438,400		
129		339,800	400,800	438,900		
130			401,300			
131			401,800			
132			402,300			
133			402,900			

備考 この表は、看護等に従事する助産師、看護師及び保健師に適用する。

医療職給料表(3)に係る給料月額(平成5年3月31日以前の採用者に適用)

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
号 給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
	円	円	円	円	円	円	円
1			257,700	295,900	341,300	375,500	416,900
2			258,400	297,300	343,400	377,900	419,500
3			259,100	298,800	345,500	380,300	422,100
4			259,800	300,300	347,700	382,800	424,700
5			260,500	301,600	349,800	385,200	427,100
6			261,600	303,400	351,600	387,400	429,500
7			262,700	305,200	353,400	389,600	431,900
8			263,800	307,100	355,300	391,800	434,300
9			264,700	308,800	357,100	393,900	436,700
10			265,600	310,500	359,200	396,300	439,100
11			266,500	312,200	361,300	398,700	441,500
12			267,400	313,900	363,500	401,100	443,900
13		239,700	268,600	315,400	365,500	403,600	446,300
14		240,900	269,400	317,200	367,300	405,900	448,600
15		242,100	270,300	319,000	369,100	408,200	450,900
16		243,400	271,100	320,800	371,000	410,600	453,300
17		244,600	271,900	322,400	372,700	412,900	455,500
18		245,900	272,600	324,200	374,400	415,000	457,800
19		247,200	273,300	326,000	376,100	417,100	460,100
20		248,600	274,000	327,800	377,800	419,300	462,500
21		249,900	274,800	329,400	379,300	421,400	464,800
22		250,500	275,900	331,100	380,900	423,400	466,600
23		251,200	277,000	332,700	382,500	425,400	468,400
24		251,800	278,100	334,300	384,100	427,400	470,300
25		252,500	278,900	335,700	385,600	429,400	472,000
26		253,300	280,000	337,700	387,600	431,100	473,700
27		254,100	281,100	339,800	389,700	432,800	475,500
28		255,000	282,200	341,900	391,800	434,500	477,300
29		256,100	283,000	343,800	393,700	436,100	478,900
30		256,700	284,000	345,900	395,700	437,600	479,800
31		257,400	284,900	348,000	397,800	439,100	480,700
32		258,100	285,900	350,200	399,900	440,600	481,600

33	258,900	286,600	352,300	401,800	442,000	482,500
34	259,700	287,700	354,400	403,700	443,400	483,200
35	260,500	288,900	356,600	405,600	444,800	484,000
36	261,400	290,100	358,800	407,500	446,300	484,800
37	262,500	291,300	360,800	409,300	447,600	485,400
38	263,300	292,500	362,800	410,800	448,600	486,200
39	264,100	293,800	364,800	412,400	449,700	487,000
40	264,900	295,000	366,800	414,000	450,800	487,800
41	265,800	296,100	368,600	415,400	451,700	488,500
42	266,400	297,200	370,300	417,000	452,500	489,300
43	267,100	298,300	372,000	418,600	453,300	490,100
44	267,800	299,400	373,700	420,200	454,100	490,900
45	268,400	300,300	375,200	421,600	454,800	491,700
46	268,900	301,700	376,600	423,200	455,700	492,400
47	269,400	303,100	378,000	424,800	456,600	493,100
48	269,800	304,500	379,500	426,400	457,600	493,800
49	270,300	305,900	380,900	428,000	458,500	494,600
50	270,900	307,300	382,100	429,700	459,200	495,400
51	271,500	309,000	383,300	431,400	459,900	496,200
52	272,100	310,600	384,500	433,100	460,700	497,000
53	272,600	312,000	385,400	434,600	461,400	497,600
54	273,200	313,600	386,700	435,900	462,100	498,300
55	273,800	315,200	388,000	437,200	462,800	499,000
56	274,400	316,800	389,300	438,500	463,500	499,700
57	274,900	318,300	390,600	439,800	464,100	500,400
58	275,600	320,100	391,600	440,500	464,800	501,100
59	276,300	321,900	392,700	441,200	465,500	501,800
60	277,000	323,700	393,800	441,900	466,200	502,500
61	277,400	325,400	394,700	442,600	466,700	503,200
62	278,000	327,100	395,500	443,300	467,300	503,900
63	278,600	328,900	396,300	444,100	467,900	504,600
64	279,300	330,700	397,200	444,900	468,500	505,300
65	279,900	332,200	398,000	445,500	469,100	506,000
66	281,100	334,000	398,700	446,200	469,700	506,800
67	282,600	335,800	399,400	446,900	470,300	507,600
68	284,000	337,700	400,100	447,600	470,900	508,400

69	285,400	339,300	400,700	448,100	471,600	509,000
70	286,900	341,000	401,500	448,700	472,300	
71	288,400	342,700	402,400	449,300	473,000	
72	290,000	344,500	403,300	449,900	473,700	
73	291,400	346,100	404,000	450,500	474,300	
74	292,500	347,800	405,000	451,200	474,900	
75	293,600	349,500	406,100	451,900	475,500	
76	294,700	351,200	407,200	452,600	476,100	
77	295,700	352,700	408,200	453,100	476,600	
78	296,900	354,100	408,900	453,600	477,300	
79	298,100	355,500	409,600	454,100	478,000	
80	299,300	356,900	410,400	454,600	478,700	
81	300,300	358,100	411,000	455,000	479,200	
82	301,500	359,300	411,500	455,600		
83	302,800	360,500	412,000	456,200		
84	304,000	361,700	412,500	456,800		
85	305,100	362,700	413,100	457,200		
86	306,400	364,100	413,800	457,700		
87	307,600	365,500	414,500	458,200		
88	308,900	367,000	415,200	458,700		
89	310,200	368,300	415,700	459,200		
90	311,300	369,900	416,500	459,700		
91	312,400	371,600	417,300	460,200		
92	313,500	373,300	418,100	460,800		
93	314,400	374,700	418,700	461,300		
94	315,400	376,100	419,500	461,800		
95	316,400	377,500	420,300	462,400		
96	317,400	379,000	421,100	463,000		
97	318,300	380,200	422,000	463,400		
98	319,200	381,400	422,500	463,900		
99	320,100	382,600	423,000	464,400		
100	321,100	383,900	423,500	464,900		
101	321,800	385,000	424,100	465,400		
102	322,700	385,700	424,600			
103	323,600	386,400	425,100			
104	324,500	387,200	425,600			

105		325,300	387,800	426,100		
106		326,200	388,400	426,600		
107		327,100	389,000	427,100		
108		328,000	389,700	427,600		
109		328,600	390,300	428,100		
110		329,400	391,000	428,600		
111		330,300	391,700	429,100		
112		331,200	392,400	429,600		
113		331,800	392,900	430,100		
114		332,400	393,500	430,600		
115		333,000	394,100	431,100		
116		333,600	394,700	431,600		
117		334,100	395,300	432,200		
118		334,600	395,800	432,700		
119		335,100	396,300	433,200		
120		335,600	396,800	433,700		
121		335,900	397,200	434,300		
122		336,400	397,700	434,900		
123		336,900	398,200	435,500		
124		337,400	398,700	436,100		
125		337,900	399,100	436,600		
126		338,400	399,500	437,200		
127		338,900	400,000	437,800		
128		339,400	400,500	438,400		
129		339,800	400,800	438,900		
130			401,300			
131			401,800			
132			402,300			
133			402,900			

備考 この表は、看護等に従事する助産師、看護師及び保健師に適用する。

技能業務職給料表

職 務 の 級	1 級	2 級	3 級
号 給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
	円	円	円
1	172,500	190,600	269,200
2	174,700	193,100	270,700
3	176,900	195,600	272,200
4	179,100	198,100	273,700
5	181,400	200,400	275,100
6	183,700	201,800	276,300
7	186,000	203,200	277,500
8	188,300	204,600	278,800
9	190,600	205,800	279,900
10	193,100	207,500	281,400
11	195,600	209,200	283,000
12	198,100	210,900	284,600
13	200,400	212,400	286,000
14	201,800	213,900	287,600
15	203,200	215,400	289,200
16	204,600	216,900	290,800
17	205,800	218,500	292,300
18	207,400	220,300	293,700
19	209,000	222,100	295,100
20	210,600	223,900	296,500
21	212,300	225,700	297,700
22	213,800	227,400	299,400
23	215,300	229,100	301,100
24	216,800	230,800	302,800
25	218,400	232,500	304,600
26	220,100	233,600	306,300
27	221,900	234,700	308,100
28	223,700	235,800	309,900
29	225,400	236,700	311,500
30	227,100	237,900	313,200
31	228,800	239,100	314,900
32	230,500	240,300	316,700

33	232,200	241,400	318,300
34	233,100	242,400	320,100
35	234,000	243,400	321,900
36	234,900	244,400	323,700
37	235,700	245,300	325,400
38	236,800	246,300	327,100
39	237,900	247,300	328,900
40	239,000	248,300	330,600
41	239,900	249,400	332,200
42	241,000	250,400	334,000
43	242,100	251,400	335,800
44	243,200	252,400	337,700
45	244,100	253,500	339,300
46	245,200	254,600	341,000
47	246,300	255,700	342,700
48	247,400	256,800	344,500
49	248,300	257,800	346,100
50	249,400	258,800	347,800
51	250,500	259,800	349,500
52	251,600	260,800	351,200
53	252,500	261,900	352,700
54	253,600	263,000	354,100
55	254,700	264,100	355,500
56	255,800	265,200	356,900
57	256,700	266,100	358,100
58	257,800	267,200	359,300
59	258,900	268,300	360,500
60	259,900	269,400	361,700
61	260,900	270,400	362,700
62	261,900	271,600	364,100
63	262,900	272,800	365,500
64	263,900	274,000	367,000
65	264,800	275,000	368,300
66	265,900	276,100	369,900
67	267,000	277,200	371,500
68	268,100	278,300	373,200

69	269,100	279,400	374,700
70	270,100	280,900	376,100
71	271,100	282,400	377,500
72	272,100	283,900	379,000
73	273,000	285,400	380,200
74	274,000	286,900	381,400
75	275,000	288,400	382,600
76	276,000	290,000	383,900
77	277,000	291,400	385,000
78	278,000	292,500	386,000
79	279,000	293,600	387,000
80	280,000	294,700	388,000
81	281,000	295,700	388,900
82	281,900	296,900	390,100
83	282,800	298,100	391,300
84	283,700	299,300	392,500
85	284,700	300,300	393,600
86	285,800	301,500	395,000
87	286,900	302,800	396,500
88	288,000	304,100	398,000
89	289,000	305,100	399,300
90	290,000	306,400	400,900
91	291,000	307,700	402,500
92	292,000	309,000	404,100
93	292,900	310,200	405,500
94	294,300	311,200	406,700
95	295,800	312,300	407,900
96	297,300	313,400	409,100
97	298,500	314,300	410,100
98	299,900	315,300	411,300
99	301,300	316,300	412,500
100	302,700	317,400	413,600
101	304,000	318,300	414,700
102	304,900	319,200	415,700
103	305,800	320,100	416,700
104	306,700	321,100	417,700

105	307,500	321,800	418,600
106	308,300	322,700	419,400
107	309,100	323,600	420,200
108	310,000	324,500	421,000
109	310,500	325,300	421,900
110	311,300	326,200	422,400
111	312,100	327,100	422,900
112	312,900	328,000	423,400
113	313,500	328,600	424,000
114	313,900	329,400	424,500
115	314,300	330,300	425,000
116	314,700	331,200	425,500
117	315,000	331,800	426,000
118	315,500	332,400	426,500
119	316,000	333,000	427,000
120	316,500	333,600	427,500
121	316,800	334,100	428,000
122	317,300	334,600	428,500
123	317,800	335,100	429,000
124	318,300	335,600	429,500
125	318,600	335,900	430,000
126	318,900	336,400	
127	319,300	336,900	
128	319,700	337,400	
129	319,900	337,900	
130	320,200	338,400	
131	320,600	338,900	
132	321,000	339,400	
133	321,200	339,800	
134	321,600		
135	322,000		
136	322,400		
137	322,600		

備考 この表は、業務員、技術員及び介護福祉士に適用する。